2021年1月14日

取引先様各位

愛電株式会社

代表取締役　清田　淳一

**【対象拠点追加】勤務体制変更（緊急事態宣言対応）のお知らせ**

1月13日付の政府による緊急事態宣言対象地域追加（大阪、福岡、愛知、栃木等）の発表を受け、勤務体制変更の対象拠点を以下の通り追加します。

既に対象の「東京本社、首都圏西、厚木営業所、大宮オフィス」に、今回「大阪、福岡、北関東営業所」を追加致します。

引き続き、最大限の努力を行い、取引先様にご迷惑をおかけしないよう対応して参りたいと思います。何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。

1. **期間**

1月12日（火）から2月5日（金）まで

※今回追加対象拠点は1月15日（金）開始　　※終了日は変更無し

1. **勤務体制（①時差通勤及び②在宅勤務）**

**① 時差通勤**

1. **内容**

・「9時50分～15時半」をコアタイムとし、以下のA～Cの3パターンにて、時差通勤を実施致します。

・尚、弊社の該当各拠点・部門により、以下のいずれの時差通勤を導入するかは異なります。導入しない場合もございます。

A.　2時間前倒し

6時50分出勤～15時30分退勤

B.　1時間前倒し

7時50分出勤～16時30分退勤

C.　1時間後ろ倒し

9時50分出勤～18時30分退勤

※通常出勤（時差通勤を実施しない場合）は8時50分出勤～17時半退勤です。

1. **対象**

・対象拠点に勤務する事務系社員（営業事務、管理部）

**② 在宅勤務**

1. **内容**

・在宅勤務（8時50分出勤～17時半退勤）とします。

1. **対象**

対象拠点に勤務する営業職及び技術部社員

1. **本件に対するお問合せ先**
2. 管理部　亀山　03-5608-7692／090-2866-2208 [ykameyama@aiden-net.co.jp](mailto:ykameyama@aiden-net.co.jp)

以上